第12号様式（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）  　長万部町議会議員及び長万部町長選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第５条の規定により下記のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。  年　　月　　日  年　　月　　日執行  選挙  候補者　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞  記   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 運転手の氏名及び住所 |  | | | 雇用年月日 | 報酬の額 | 備　　考 | |  | 円 |  | |  | 円 | |  | 円 | |  | 円 | |  | 円 | |  | 円 |   備考　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、選挙運動用自動車使用公費負担請求書（以下「請求書」という。）の用紙とともに候補者から運転手に提出してください。  　　　２　「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。  　　　３　運転手が長万部町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。  　　　４　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、長万部町に支払を請求することはできません。  　　　５　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。  　　　６　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定した１人のみについて記載してください。  　　　７　候補者の指定した運転手以外の運転手は、長万部町に支払を請求することはできません。 |